

国保保険料賦課限度額について

国保新聞 2023年11月10日号

『国保賦課限度額106万円に』 6年度 2万円引き上げ（厚労省方針）

厚労省は、10月27日の社会保障審議会医療保険部会で、6年度の国保料・税の賦課・課税限度額を2万円引き上げ106万円とする案を提示した。部会では、大筋で了承、年末の税制改正大綱決定などを経て、年度内に関係政令を改正する運びとなる。引き上げは3年連続。高所得層により負担を求めることで、中間所得層の負担の伸びを緩和することが狙い。賦課限度額を巡っては、政府の「社会保障制度改革国民会議」が平成25年にまとめた報告書で、「国保において相当の高所得の者であっても、保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改める」と提言。報告書を受けた同年の「社会保障改革プログラム法」に、賦課限度額引上げが規定された。これらを踏まえ、厚労省は毎年度、医療保険部会で議論し、賦課限度額を引き上げてきている。

国保保険料賦課限度額の推移

(単位:円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定上限	960,000	990,000	990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000
26市平均	949,231	980,000	986,538	1,010,769	1,031,154	
立川市	960,000	960,000	960,000	960,000	980,000	
法定上限との差額	0	30,000	30,000	60,000	60,000	

